

写

23消安第4804号
23生産第5306号
23水推第833号
平成23年12月16日

別記関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局農産部穀物課長
生産局農産部貿易業務課長
生産局畜産部畜産振興課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

平成23年度麦に由来するふすま及び麦ぬかの取り扱いについての一部改正について

平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて（平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産4499号、23水推第545号、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので了知願います。

また、このことについて、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。

平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについての一部改正について

(平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産第4499号、23水推第545号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)(新旧対照表)

改正後	現 行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料として利用されるふすま・麦ぬかの取扱い 飼料として利用されるふすま・麦ぬかを適切に取り扱うため、関係事業者等は以下の取組を行うことが必要。 麦の生産出荷団体は、対象自治体で生産された麦を販売する際、当該ロット又は地域の放射性物質調査の結果から得られた玄麦の放射性セシウム濃度について製粉・精麦事業者等に情報提供を行う。 製粉・精麦事業者等は、上記3により算出したふすま・麦ぬかの放射性セシウム濃度等に応じて、暫定許容値を超えない飼料となるようなふすま・麦ぬかを出荷する。なお、出荷に当たっては、その対応状況について飼料の販売先に情報提供を行う。 飼料製造業者及び飼料販売業者は、製粉・精麦事業者等の取組を踏まえ、飼料が暫定許容値を超えないよう取り組む。 <u>ふすま・麦ぬかを飼料に利用する農家等は、それらを供給する事業者の取組を踏まえ、放射性セシウム濃度が飼料の暫定許容値を超えるふすま・麦ぬかは単体で用いないなど、利用する飼料が暫定許容値を超えないよう取り組む。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料として利用されるふすま・麦ぬかの取扱い 飼料として利用されるふすま・麦ぬかを適切に取り扱うため、関係事業者は以下の取組を行うことが必要。 麦の生産出荷団体は、対象自治体で生産された麦を販売する際、当該ロット又は地域の放射性物質調査の結果から得られた玄麦の放射性セシウム濃度について製粉・精麦事業者等に情報提供を行う。 製粉・精麦事業者等は、上記3により算出したふすま・麦ぬかの放射性セシウム濃度等に応じて、暫定許容値を超えない飼料となるようなふすま・麦ぬかを出荷する。なお、出荷に当たっては、その対応状況について飼料の販売先に情報提供を行う。 飼料製造業者及び飼料販売業者は、製粉・精麦事業者等の取組を踏まえ、飼料が暫定許容値を超えないよう取り組む。</p> <p>5 [略]</p>